

議案第23号

葛飾区保健センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成23年 2月21日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

青戸保健センターを設置する必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区保健センター条例の一部を改正する条例

第1条 葛飾区保健センター条例(平成10年葛飾区条例第54号)の一部を次のように改正する。

別表葛飾区金町保健センターの項の前に次のように加える。

葛飾区青戸保健センター	東京都葛飾区立石八丁目18番6号
-------------	------------------

別表葛飾区金町保健センターの項中「葛飾区金町保健センター」を「〃 金町保健センター」に、「東京都葛飾区金町四丁目18番19号」を「〃 金町四丁目18番19号」に改める。

第2条 葛飾区保健センター条例の一部を次のように改正する。

別表葛飾区青戸保健センターの項中「東京都葛飾区立石八丁目18番6号」を「東京都葛飾区青戸四丁目15番14号」に改める。

付 則

この条例中第1条の規定は平成23年4月1日から、第2条の規定は葛飾区規則で定める日から施行する。